

○講演資料

* 技能実習計画認定申請における留意点

(1) 提出書類の不備によるものが大半を占めていることから、申請書類を機構に提出する前に再確認していただく必要がある。かかる場合、追加として資料を求めたりすることになり、結果として審査時間を要することになる。

書類不備の主な例としては以下が挙げられる。

例①：申請者の誓約書について、旧様式を使用している（除染業務に従事させない、という箇所が抜けている）。

例②：申請者の概要書について、一度提出した場合3年間有効と解釈していることが多い。
ex. 常勤者改変あり

例③：貸借対照表について債務超過となっている場合に、中小企業診断士や公認会計士等の第三者からの改善見通しについて評価を行った書類の提出が申請時になされていないことが多い。

例④：勤務時間が深夜時間帯に亘る場合、深夜勤を行わせる必要性を記載した書面の提出がなされていない。
→ 前提でない。

例⑤：現在受入れている技能実習生の名簿が添付されていない（人数枠の関係から、各申請毎に添付することが望ましい）。

例⑥：昨年（令和2年）1月の1号生で「建設業」に係る計画認定申請から、「建設関係職種等の基準について」に則る形で申請がなされることになったが、建設キャリアアップシステムへの登録が行われていない状態で、書類を提出するケースが散見される。

なお、計画認定申請において実習開始予定日や在留期限が目前に迫っている時点で申請を行うという例も見受けられる（場合によっては開始予定日を過ぎていたり、在留期限を過ぎて書類が作成されることがある）が、かかる場合でも必要な書類不足している状態であることが散見されるので留意してもらいたい。書類の不足があると、そのやり取りで時間を要してしまい、結果として実習開始予定または在留期限に間に合わないというケースが出てくることを実習実施者側も留意する必要がある。

(2) 昨年（2020年）4月1日から、技能実習責任者講習に係る受講が義務づけされているが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響で責任者講習の受講がなかなか行うことが出来なくなっている。しかしながら、既に機構が設立されて昨年3月末まで猶予期間があったことから、さらなる猶予措置が講じられるわけではないことに留意が必要である。実習実施者側も外国人技能実習生を受入れるということが決まった段階で少なくとも技能実習責任者講習を受講する日程を確実に押さえておく必要があることに留意していただきたい。

✓(3) 1号から2号に移行する際において、技能検定等試験合格証が添付されていない状

態で計画認定申請をするケースが多いところ、在留期限を超えていたとしても、合格事実の立証がなければ2号の認定措置を行うことは不可能なため、早期の申請をしても保留状態になり審査時間が長期になってしまう、ということを念頭に入れた上で実習実施者側は受検の日程を確認することが望ましい。

- ✓(4) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、技能実習生の受入計画に大きな支障を来している実習実施者は相当数になるが、現に1号生から3号生で在留中の技能実習生に対しては、技能実習生の保護という観点から、現在の実習実施者の下で適正な技能実習を継続して行わせることをまずは第一に考えてもらいたい。場合によっては、転籍も選択枝に入れることが重要になることを留意してもらいたい。